

2015年度成蹊大学法科大学院第2期入学試験 刑法

【問題1】(配点：60点)

甲の罪責に関する以下の記述について、正しい場合には、「正」と、誤っている場合には、「誤」と解答用紙の冒頭に記載した上、いずれの場合についても、その理由を簡潔に述べなさい（なお、「誤」と解答した場合で他の刑法上の犯罪が成立する場合等にはその罪名等も理由中で明らかにすること）。

- 1 甲は、営業中のスーパーマーケット店内において、陳列された商品を窃取しようと考え、商品を陳列棚から店内備え付けの買物かごに移し替え、レジを経由せずに、上記商品入りの買物かごをレジの外に持ち出した上、その商品を店内備え付けの袋に収納し、その袋を持って店外に出たところ、店外で店員に取り押さえられた。甲には上記商品を陳列棚から店内備え付けの買物かごに移し替えた時点で窃盗既遂罪が成立する。
- 2 外国人甲は、日本人乙になりすまし、乙名義の日本人旅券を入手しようとして、乙の承諾を得て、甲の写真を貼付し、乙の印を押捺した乙名義の一般旅券発給申請書を作成し、旅券申請窓口の職員に提出し、同職員をして、不実の乙名義の旅券を作成させた。甲には、乙との免状等不実記載罪（刑法157条2項）の共同正犯が成立する。

【問題2】(配点：40点)

以下の設例について、甲及び乙の罪責を論じなさい。

甲は、A宝石店にその閉店時間中に侵入し、A宝石店に展示されている宝石を盗もうと企て、A宝石店の元従業員であり、A宝石店の警備機器に詳しい乙に対し、A宝石店から宝石を盗む計画を打ち明けた上、事前に店内の警報装置のスイッチを切るよう依頼し、乙はこれを承諾した。乙は甲から聞いていた犯行予定時刻の直前にA宝石店に赴き、A宝石店の店外に設置された警報装置の開閉扉をかねて知っていた同扉の暗証番号を使用して開扉したところ、元々警報装置は作動しないよう切られていたため、乙は何もせず、また、その旨を甲に伝えることもなく帰宅した。

甲は、乙が警報装置のスイッチを切ってくれているものと信じて、乙に告げていた犯行時刻に予定どおりA宝石店に侵入し、A宝石店の店内から宝石5点（時価1000万円相当）を窃取し、逃走した。

なお、甲と乙の間には、宝石窃取によって得た利得の分配についての事前の合意はなく、甲は、上記窃取にかかる宝石を全て領得した。